

# 大分県豊後高田市におけるフレッツ 光マイタウン ネクストサービス利用規約

## 第1章 総則及び共通事項

### (利用規約の適用)

第1条 当社は、当社が別に定める I P 通信網サービス契約約款（以下「I P 約款」といいます。）及び音声利用 I P 通信網サービス契約約款（以下「音声利用 I P 約款」といいます。）並びにこの「大分県豊後高田市におけるフレッツ 光マイタウン ネクストサービス利用規約」（以下「規約」といいます。）に基づき、「大分県豊後高田市におけるフレッツ 光マイタウン ネクストサービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

### (別段の合意)

第2条 この規約に規定する料金その他の提供条件は、I P 約款及び音声利用 I P 約款（以下「約款」といいます。）第1条ただし書きに規定する別段の合意となるものです。

### (利用規約の変更)

第3条 当社は、法令の規定に従い、この規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの料金その他の提供条件は変更後の規約により

2 当社は、前項の変更を行う場合は、この規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

### (用語の定義)

第4条 この規約で使用する用語の意味は、この規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

### (サービスの区分等)

第5条 本サービスには、次の区分があります。

| 区 分         |                                           |        | 内 容                                                                                                                                                                                        |
|-------------|-------------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ファミリータイプ    | フレッツ 光マイタウン ネクスト<br>ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼 |        | I P 約款に規定するメニュー 5 - 1 の 1 Gb/s のプラン 3 に係る I P 通信網サービスに相当するもの                                                                                                                               |
|             | フレッツ 光マイタウン ネクスト<br>ファミリータイプ              |        | I P 約款に規定するメニュー 5 - 1 の 200Mb/s の品目に係る I P 通信網サービスに相当するもの                                                                                                                                  |
| ファミリーライトタイプ | フレッツ 光マイタウン ネクスト<br>ファミリーライトタイプ           | メニュー 1 | I P 約款に規定するメニュー 5 - 1 の 200Mb/s の品目に係る I P 通信網サービスに相当するもの<br><br>（規約第 22 条（通信の相手先）に規定する通信のみを行うことができるものとします。）及び音声利用 I P 約款に規定する第 2 種サービスのタイプ 2 のメニュー 1 - 1 に係る音声利用 I P 通信網サービスに相当するものからなるもの |
|             |                                           | メニュー 2 | I P 約款に規定するメニュー 5 - 1 の 200Mb/s の品目に係る I P 通信網サービスに相当するもの<br><br>（規約第 22 条（通信の相手先）に規定する通信のみを行うことができるものとします。）及び音声利用 I P 約款に規定する第 2 種                                                        |

|  |  |  |                                                   |
|--|--|--|---------------------------------------------------|
|  |  |  | サービスのタイプ2のメニュー1－2に係る音声利用 I P 通信網サービスに相当するものからなるもの |
|--|--|--|---------------------------------------------------|

- 2 本サービスに係る契約者は、フレッツ 光マイタウン ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 集、フレッツ 光マイタウン ネクスト ファミリータイプ  
又はフレッツ 光マイタウン ネクスト ファミリーライトタイプ間における区分の変更の請求をすることができます。
- 3 当社は、前項の請求があったときは、I P 約款及び規約に規定する契約申込の承諾の規定に準じて取り扱います。

（サービスの提供区域）

第 6 条 本サービスは、大分県豊後高田市の一部であって当社のホームページに掲載する区域において提供します。

（契約申込の承諾）

第 7 条 当社は、約款に規定する場合のほか、本サービスに係る契約申込みの承諾に当たって、本サービスを提供するために必要な電気通信設備  
（当社がその電気通信回線設備の一部について地方公共団体等から破棄しえない使用権契約により借り受けているものを含みます。）に余裕のないときは、その申込みを承諾しないことがあります。

（当社が行う契約の解除）

第 8 条 当社は、約款に規定する場合のほか、地方公共団体等との破棄しえない使用権契約の廃止又は契約内容の変更等により本サービスを提供できなくなったときは、本サービスに係る契約を解除することがあります。

（工事費の支払義務）

第 9 条 本サービスに係る契約者は、本サービスの区分の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、I P 通信網サービスに係る部分については I P 約款、音声利用 I P 通信網サービスに係る部分については音声利用 I P 約款の規定に準じて工事費の支払いを要します。

第 2 章 ファミリータイプに関する提供条件

（通信の相手先）

第 10 条 ファミリータイプに係る通信については、I P 約款に規定する通信のほか、マイタウン内 I P v 6 通信（本サービスに係る契約者回線との間において、通信相手先識別符号として I P v 6 アドレスを用いて、I P v 6 により I P 通信網のみを介して行う通信（当社が別に定めるものに限ります。）をいいます。以下同じとします。）を行うことができます。（注）本条第 1 項の当社が別に定めるものは、I P 約款に規定する I P v 6 による契約者回線間通信に準ずるものとします。

（料金）

第 11 条 ファミリータイプに関する料金額について、当社が別に定める I P 通信網サービス契約約款（平成 12 年西企営第 41 号）に規定する利用料（基本料に限ります。）は、世帯普及率に応じて、1 契約者回線ごとに下表に規定する料金とします。

なお世帯普及率は、毎年 6 月末日及び 12 月末日におけるファミリータイプ施設数を大分県豊後高田市の令和 2 年度の国勢調査世帯数にて除したものを小数点第 2 位で四捨五入したものとし、その世帯普及率に応じた提供料金を適用します。ただし、令和 3 年 9 月 30 日までの間は 1 契約者回線ごとに月額 4,000 円（税込価格 4,400 円）とします。

6 月末日の世帯普及率に応じた提供料金は、その同年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間適用し、12 月末日の世帯普及率に応じた提供料金は、その翌年の 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間適用します。

最新の料金適用期間に関する提供料金および世帯普及率については、大分支店のホームページ  
（<https://www.ntt-west.co.jp/oita/>）にて通知します。

ただし、当該料金適用期間と 1 つ前の料金適用期間において世帯普及率の低下により下表の世帯普及率の区分が変更となる場合は、2 つ前の

料金適用期間と 1 つ前の料金適用期間において世帯普及率の低下による区分の変更に該当する場合を除き、当該料金適用期間の提供料金は 1 つ前の適用期間の提供料金と同額とします。

なお、国勢調査世帯数は、国勢調査の更新等を受けて変更となる可能性があります。

| 世帯普及率            | 42.2%<br>未満                  | 42.2%<br>以上                  | 44.2%<br>以上                  | 46.2%<br>以上                  | 48.2%<br>以上                  | 50.2%<br>以上                  |
|------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| ファミリー<br>タイプ 施設数 | 4,039<br>回線<br>以下            | 4,040<br>～<br>4,231<br>回線    | 4,232<br>～<br>4,423<br>回線    | 4,424<br>～<br>4,614<br>回線    | 4,615<br>～<br>4,806<br>回線    | 4,807<br>回線<br>以上            |
| 提供料金<br>(月額)     | 4,000 円<br>(税込価格<br>4,400 円) | 3,920 円<br>(税込価格<br>4,312 円) | 3,840 円<br>(税込価格<br>4,224 円) | 3,760 円<br>(税込価格<br>4,136 円) | 3,680 円<br>(税込価格<br>4,048 円) | 3,610 円<br>(税込価格<br>3,971 円) |

(その他の提供条件)

第 12 条 ファミリータイプに関する提供条件のうち、この規約に規定するもの以外のものについては、フレッツ 光マイタウン ネクスト ファミリー・スーパー  
ハイスピードタイプ 準は、I P 約款に規定するメニュー 5 - 1 の 1 Gb/s のプラン 3 のもの、フレッツ 光マイタウン ネクスト ファミリータイプは、I P 約  
款に規定するメニュー 5 - 1 の 200Mb/s のものに関する規定をそれぞれ適用します。

ただし、次の事項に関する規定は適用しません。

- (1) I P 約款に規定する保守の態様による細目 (タイプ 1 - 1、タイプ 2 に係るものを除きます。)、長期継続利用申出に係る利用料金の適  
用、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用、学校に限定した利用料金の割引の適用並びに限定された期間内に申し込まれた I P 通  
信網契約に限り適用する割引 (総合デジタル通信サービス契約約款における第 1 種契約若しくは第 2 種契約の利用休止若しくは解除の通  
知、又は I P 約款におけるメニュー 1 若しくはメニュー 4 に係る I P 通信網契約の解除の通知と同時に本サービスの I P 通信網契約の申込み  
があった場合 (その I P 通信網契約者とその申出のあった第 1 種契約若しくは第 2 種契約に係る契約者、又はメニュー 1 若しくはメニュー 4 に  
係る I P 通信網契約者が同一の者である場合に限ります。)) に適用する期間限定割引、I P 約款の附則に規定する「加入電話等契約からの  
移行に伴うメニュー 5 の申込みに係る利用料金の割引」、「加入電話等契約からの移行に伴うメニュー 5 の設置に係る工事費等の割引」を除き  
ます。) 等、料金及び工事に関する費用 (付加機能に係るものを除きます。) の割引に関する規定
- (2) 限定された期間内に申し込まれた音声利用 I P 通信網契約に限り適用する工事に関する費用の割引 (音声利用 I P 約款及び端末設  
備貸出サービスに係る利用規約の附則に規定する「加入電話等契約からの移行に伴う第 1 種契約及び第 2 種契約に係る工事費等の割引」を  
除きます。) に関する規定

2 ルータ機能付回線接続装置については、I P 約款に規定する料金額に代えて次表に規定する料金額を適用します。

| 器利用料                                                                      |      |    | 1 装置ごとに月額             |
|---------------------------------------------------------------------------|------|----|-----------------------|
| 区分                                                                        |      |    | 料金額                   |
| ルータ機能付回線接続装置                                                              |      | Ⅲ型 | －                     |
| 無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置                                                    | 基本装置 | Ⅲ型 | 300 円<br>(税込価格 330 円) |
|                                                                           | 増設装置 |    | 300 円<br>(税込価格 330 円) |
| 備考 ルータ機能付回線接続装置（Ⅱ型）及び無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置<br>（基本装置がⅡ型のものに限ります。）は提供しません。 |      |    |                       |

3 ファミリータイプに係る I P 通信網契約の申込み又は工事を要する請求を行った場合は、I P 約款に規定する基本工事費の額から 1 の工事ごとに 1,000 円（税込価格 1,100 円）を減額して適用します。また、音声利用 I P 約款に規定する第 2 種契約の申込み又は工事を要する請求を行った場合は、音声利用 I P 約款に規定する基本工事費の額から 1 の工事ごとに 1,000 円（税込価格 1,100 円）を減額して適用します。

第 3 章 ファミリーライトタイプに係る提供条件

（手続きの方法）

第 13 条 ファミリーライトタイプに係る契約の申込み、利用の一時中断、利用権の譲渡、契約の解除、地位の承継及び氏名等の変更に關する手続きについては、I P 通信網契約に係るものと音声利用 I P 通信網契約に係るものを同時に行っていただきます。

（当社が行う契約の解除）

第 14 条 当社は、約款に規定する場合のほか、ファミリーライトタイプに係る音声利用 I P 通信網契約の解除があったときは、そのファミリーライトタイプに係る I P 通信網契約を解除します。

（利用権の譲渡）

第 15 条 当社は、ファミリーライトタイプに係る I P 通信網サービス利用権の譲渡について、I P 約款に規定する場合のほか、次の場合は、その譲渡を承認しません。

- （1）その I P 通信網契約に係る契約者回線が利用回線となる音声利用 I P 通信網契約に係る利用権の譲渡に伴うものでないとき。
- （2）その I P 通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がその I P 通信網契約に係る契約者回線が利用回線となる音声利用 I P 通信網契約に係る利用権を譲り受けようとする者とならないとき。

（利用中止）

第 16 条 当社は、ファミリーライトタイプに係る I P 通信網サービス及び音声利用 I P 通信網サービス（以下「ファミリーライトサービス」といいます。）の利用を中止する場合は、約款の規定に基づき行う電子メール等による通知又はホームページによる周知に加えて、ファミリーライトタイプに係る I P 通信網サービスを使用した周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第 17 条 当社は、約款に規定する場合のほか、ファミリーライトタイプに係る I P 通信網サービス又は音声利用 I P 通信網サービスのうちいずれかのサービスの利用の停止を行う場合は、その利用の停止を行うサービス以外のサービスの利用の停止を同時に行います。

（料金）

第 18 条 当社は、ファミリーライトタイプに関する料金額について、I P 約款に規定する利用料（基本料に限りまゝ。）及び音声利用 I P 約款に規定する基本料金（基本額に限りまゝ。）をあわせてファミリーライトタイプに係る回線使用料として定めるものとし、その料金額は次表の各欄に定める料金額を合わせた額とします。（注）通信料金その他この規約に定めのない料金については、約款によります。

| 区別                                  |        |                                                     | 単位         | 料金額                        |
|-------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------|------------|----------------------------|
| フレッツ 光マイタウン<br>ネクスト ファミリー<br>ライトタイプ | メニュー 1 | I P 約款に規定する利用料（基本料に<br>限ります。）に相当する部分に係るもの           | 1 契約者回線ごとに | 1,560円<br><br>(税込価格1,716円) |
|                                     |        | 第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 2 のメ<br>ニュー 1 - 1 に係る基本料金（基本額に | 1 契約者回線ごとに |                            |

|  |        |                                                                           |            |                        |
|--|--------|---------------------------------------------------------------------------|------------|------------------------|
|  |        | 限ります。)に相当する部分に係るもの                                                        |            |                        |
|  | メニュー 2 | I P 約款に規定する利用料（基本料に<br>限ります。）に相当する部分に係るもの                                 | 1 契約者回線ごとに | 2,560円<br>(税込価格2,816円) |
|  |        | 第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 2 のメ<br>ニュー 1 - 2 に係る基本料金（基本額に<br>限ります。）に相当する部分に係るもの | 1 契約者回線ごとに |                        |
|  |        | 音声利用 I P 約款に規定する基本通信<br>料に相当する部分に係るもの                                     | 1 契約者回線ごとに |                        |

（回線使用料の支払義務）

第 19 条 ファミリーライトタイプに係る契約者は、その契約に基づいて当社がファミリーライトサービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があつた日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があつた日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、前条に規定する回線使用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりファミリーライトサービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の回線使用料の支払いを要します。
- (2) 利用停止があつたときは、契約者は、その期間中の回線使用料の支払いを要します。
- (3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ファミリーライトサービスを利用できなかった期間中の回線使用料の支払いを要します。

| 区 別                                                                                                                                                                                                                             | 支払いを要しない料金                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 契約者の責めによらない理由により、そのファミリーライトタイプに係る I P 通信網サービス及び音声利用 I P 通信網サービスのいずれも全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2 欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する回線使用料 |
| 2 当社の故意又は重大な過失によりそのファミリーライトタイプに係る I P 通信網サービス及び音声利用 I P 通信網サービスのいずれも全く利用できない状態が生じたとき。                                                                                                                                           | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する回線使用料                                     |
| 3 移転に伴って、ファミリーライトタイプに係る I P 通信網サービス及び音声利用 I P 通信網サービスのいずれも利用できなくなった期間が生じたとき。（契約者の都合によりファミリーライトサービスを利用しなかった場合であつて、その設備又は契約者回線番号を保留したときを除きます。）                                                                                    | 利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する回線使用料                                   |

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（責任の制限）

第 20 条 当社は、ファミリーライトサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるとき又は接続契約者回線に係る電気通信サービスによるものであるときを除きます。）は、そのファミリーライトサービスに係る I P 通信網サービス及び音声利用 I P 通信網サービスのいずれも全く

利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、ファミリーライトサービスに係る I P 通信網サービス及び音声利用 I P 通信網サービスのいずれも全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのファミリーライトサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

（1）回線使用料

（2）回線使用料以外の料金であって、約款において対象となる料金

- 3 当社の故意又は重大な過失によりファミリーライトサービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

（注）本条第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、約款料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（附帯サービス）

第 21 条 当社は、ファミリーライトタイプについて、約款に規定する附帯サービスのほか、あらかじめ契約者から請求があったときは、音声利用 I P 約款に規定する料金明細内訳情報を記載した料金明細内訳書を送付します。

- 2 契約者は、その料金明細内訳書の送付の請求をしその承諾を受けたときは、料金明細内訳書の送付手数料として、1 契約者回線について送付 1 回ごとに 500 円（税込価格 550 円）の支払いを要します。

（通信の相手先）

第 22 条 ファミリーライトタイプに係る I P 通信網サービスに関する通信について、I P 約款に規定するメニュー 7 のプラン 1 に係る契約者回線（その契約者が大分県豊後高田市であるものに限り、）との間で行う通信又はマイタウン内 I P v 6 通信に限り行うことができます。

- 2 前項に規定するマイタウン内 I P v 6 通信に関する取扱いについては、ファミリータイプに関する規定を準用します。

（その他の提供条件）

第 23 条 ファミリーライトタイプに関する提供条件のうち、この規約に規定するもの以外のものについては、I P 約款に規定するメニュー 5 - 1 の 200Mb/s のもの及び音声利用 I P 約款に規定する第 2 種サービスのメニュー 1 - 1 のものに関する規定を適用します。ただし、次の事項に関する規定は適用しません。

（1）I P 約款に規定するローミング契約、付加機能、保守の態様による細目（タイプ 1 - 1 に係るものを除きます。）、認証代行等、回線終端装置設定情報一元登録サービス、長期継続利用申出に係る利用料金の適用、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用、I P v 6 による契約者回線間通信等に係る取扱い、学校に限定した利用料金の割引の適用、譲渡承認手数料、証明手数料、支払証明書の発行手数料並びに限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引等、料金及び工事に関する費用の割引に関する規定

（2）限定された期間内に申し込まれた音声利用 I P 通信網契約に限り適用する工事に関する費用の割引（音声利用 I P 約款及び端末設備貸出サービスに係る利用規約の附則に規定する「加入電話等契約からの移行に伴う第 1 種契約及び第 2 種契約に係る工事費等の割引」を除きます。）に関する規定

- 2 ルータ機能付回線接続装置については、I P 約款に規定する料金額に代えて次表に規定する料金額を適用します。

## 機器利用料

1 装置ごとに月額

| 区分                                                                         |      |    | 料金額                   |
|----------------------------------------------------------------------------|------|----|-----------------------|
| ルータ機能付回線接続装置                                                               |      | Ⅲ型 | －                     |
| 無線 LAN 対応型ルータ機能付<br>回線接続装置                                                 | 基本装置 | Ⅲ型 | 300 円<br>(税込価格 330 円) |
|                                                                            | 増設装置 |    | 300 円<br>(税込価格 330 円) |
| 備考 ルータ機能付回線接続装置（Ⅱ型）及び無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置<br>（基本装置がⅡ型のものに限りません。）は提供しません。 |      |    |                       |

3 ファミリータイプに係る契約の申込み又は工事を要する請求を行った場合は、約款に規定する基本工事費の額から 1 の工事ごとに 1,000 円（税込価格 1,100 円）を減額して適用します。

## 第 4 章 その他

（起算日の適用除外）

第 24 条 当社は、本サービスに係る I P 通信網契約の解除の通知と同時に I P 通信網契約（本サービスに係るもの以外のものとします。）の申込みがあった場合は、その本サービスの提供を開始した日をその新たに適用されることとなる長期継続利用申出に係る利用料金の適用の起算日として取り扱いません。

（長期継続利用に係る料金の免除）

第 25 条 ファミリータイプに係る I P 通信網契約の申込みをしている契約者は、その I P 通信網契約の申込みと同時にその I P 通信網契約以外の 1 の I P 通信網契約を解除の通知をした場合は、その解除に伴う長期継続利用の廃止に係る料金額の支払いは要しません。

（I P 通信網サービスの転用）

第 26 条 本サービスに係る契約者は、I P 約款第 22 条の 2 に定める I P 通信網サービスの転用を請求することはできません。

## 附 則

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

## 附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 30 年 1 月 18 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

## 附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 30 年 5 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 31 年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している「フレッツ・光マイタウンサービス」については、この改正規定実施の日において、「フレッツ 光マイタウン ネクストサービス」として取り扱います。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

この改正規定は、令和 3 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

- 1 この改正規定は、令和 4 年 2 月 1 日より実施します。
- 2 ファミリータイプに関する料金額について、令和 3 年 6 月末日の世帯普及率に応じて定められ同年の 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間適用される提供料金は、なお従前のとおりとします。

附 則

この改正規定は、令和 5 年 3 月 12 日から実施します。

附 則

この改正規定は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

附 則

この改正規定は、令和８年３月１日から実施します。

附 則

この改正規定は、令和８年７月１日から実施します。